

県立高等学校将来構想審議会  
第3回検証の在り方検討部会

平成22年3月12日（金曜日）

15:30～17:00

## 1 開 会

○事務局 本日はお忙しい中、県立高等学校将来構想審議会第3回検証の在り方検討部会にご出席を賜りありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の会議資料の確認をお願いいたします。

会議資料は、次第と出席者名簿のほかに資料1と資料2がございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、ただいまから県立高等学校将来構想審議会第3回検証の在り方検討部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県教育庁教育企画室長安住順一からごあいさつを申し上げます。

○安住室長 本日は年度末を迎えまして何かとお忙しい中、第3回目となります検証の在り方検討部会にご出席いただきまして、厚く感謝申し上げます。

本日は、後ほど担当している目黒からご説明いたしますけれども、これまでの2回の検討部会でご議論いただきました内容につきまして報告案という形でまとめてございます。これにつきましてご検討いただきたいという形で考えてございます。

検討部会としては最後の部会という形で考えてございます。本日いただきましたご意見を踏まえまして報告案を修正し、3月23日に開催予定しております本審議会に部会から報告するという形で考えてございます。部会としては最後となりますので、忌憚のない意見をいただきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 初めに、会議の成立についてご報告申し上げます。

本日は、菅野 仁 副部長から所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。したがって、現時点で半数以上の5人の委員がご出席ですので、県立高等学校将来構想審議会条例第5条第3項により準用する第4条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

## 2 議 事

### (1) 検証の在り方に関する部会報告書について

○事務局 それでは、議事に入らせていただきます。

これより先の進行は部長にお願いしたいと存じます。

荒井部長、よろしくお願ひいたします。

○荒井部会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

議事の（１）でございますが、検証の在り方に関する部会報告書について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お配りしています資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、資料１をごらんください。

資料１は、これまでの部会でのご議論を整理させていただいたものでございます。

議論の内容としては、大きく「新たな検証システムの構築に当たって」と、「新たな検証システムの方法論について」のこの２点で大きくまとめてございます。

初めに「新たな検証システムの構築に当たって」でございますが、一つはそのシステムの視点といたしまして、部会でのご意見については、検証結果の教育行政施策等への反映が肝要であるということ。それから、教育委員会に検証結果の対応を求める権限をどう付与するか。諮問に対する答申だけでなく、検証組織からも建議できる旨が大事である。教育行政推進上のリバウンドを捕捉し、政策立案、行動計画にフィードバックするメカニズムの必要性。こういったご意見が出されたかと思えます。

それから、検証システムの所掌する範囲といたしましては、行政評価制度、それから学校評価制度の対象を除外するわけではないが、これらでは検出し切れない部分を専ら対象とすべきである。行政評価制度は木を見ているが、新たな検証システムは森を見える。大きな視点として、高校再編・全県一学区・共学化問題などは避けて通れないのではないかと。こういったご意見が出たかと思えます。

それから評価の視点といたしましては、検証結果の反映が可能なものと困難なものとの整理が必要である。的を絞った徹底的な検証が望ましいと。そういうご意見をちょうだいいたしました。

それから、実際にその方法論という形でまとめてございますが、検証の組織としては、より他者的な視点が大事である。それから独立性のある第三者機関の設置の検討が必要である。ただし、他の関係審議会との役割分担の整理が必要であると。検証業務は県立高校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想や重要事項の調査審議を所掌している県立高等学校将来構想審議会の責任の延長線上にあるのではないかと、そういったご意見をちょうだいしております。

それから検証のフローといたしましては、行動計画に係る成果の設定や自己評価項目の妥当性等に関し、事前チェックも必要である。それから、現地調査などによるサイレント・マジョリティの意向把握の必要性。基本的な検証のサイクルが２年間だとしても、ものによっては中

間報告があってもよいのではないか。それから、検証のスタート時に対象ごとにタイムスケールを決めるというやり方もあるというご意見をちょうだいしております。

それから、成果等の把握期間でございますが、教育行政の成果の把握には比較的長いタイムインターバルが必要である。短期間で頻繁に見方を変えるのではなく、一定期間は見ていく必要がある。ただし、短期間で把握可能なものも否定できない。それと、走りながら検証するものと、ある程度の結果が出てから検証するものとの整理が必要ではないかというご意見がありました。

方法論の最後に、委員の構成として、施策策定の審議経過・背景の伝承が必要である。ニュートラルな立場の委員組織にする必要がある。それから教育・行政に関して検証し得る専門知識が委員に求められる。検証能力を維持するための情報収集・提供システムの構築が大事である。高校からだけでなく、中学校や大学からの視点も必要である。そういった意見が出されております。

こうした意見を踏まえまして、「高校教育改革の成果に関する検証の在り方について」と題して、資料2のとおり部会の報告書案としてまとめました。資料2をごらんください。

表紙1枚をおめくりいただきますと、目次がございます。全体で4章構成にしております。まず始めに、目次の第1のところの「章」という字が抜けておりますので、「章」という字をつけてください。失礼いたしました。

第1章に検証の必要性を書いてございます。それから、第2章といたしましては高校教育改革に関する検証の現状として整理しております。それらを踏まえて、第3章といたしまして新たな検証システムの構築に向けてとして、ここに検証の在り方を整理してございます。第4章で最後に新たな検証システムへの期待として、部会からの期待をまとめてございます。

それでは、中身について簡単にご説明したいと思います。

第1章の「高校教育改革状況の検証の必要性」では、第1番目として「県立高校教育改革の取組状況」ということで、平成13年度から現将来構想期間を策定して、魅力と活力ある高校づくりを目指し、各種の高校教育改革に取り組んできたこと。それから、平成22年度には県立高校が一学区化されること。

そういった中で、今年度末に新たな将来構想をまとめて高校教育改革が今後10年間進められようとしているということを概観してございます。

2番目といたしまして、「県立高校改革の着実な推進に向けて」として、将来構想の最後のところにも書いてあり、また、答申にも書いてありますが、教育改革を着実に進めていくため

には、各種高校教育改革の取組の進捗状況や成果・課題等の検証を行うことが不可欠であるということを答申から指摘をちょうだいしておりました。そういう点から今回、今後のより望ましい高校教育改革の推進に向けて必要な新しい検証の在り方について取りまとめたものであるという形で1章をまとめてございます。

第2章でございますが、高校教育改革の検証の現状と題しまして、大きく行政評価における検証と学校評価における検証という二つの仕組みで現在検証がされているわけですが、それを整理したものをここでまとめてございます。

1番目といたしましては行政評価制度における検証ということで、行政評価制度の概要をまず書いてございます。それは行政評価においては、宮城の将来ビジョンに位置づけられた将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりという施策、それから着実な学力向上と希望する進路の実現、豊かな心と健やかな体の育成、それと児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりという三つの施策を中心に、それぞれのその施策を推進する重点事業ごとに活動指標や目標指標、その達成度の把握がなされて、個々の事業ごとに有効性や効率性などが評価される、そういう中身で行政評価のところを整理してございます。

4ページでございますが、4ページ(3)のところでございますが、行政評価の中で検証しきれない部分というところについて若干記載してございまして、行政評価でカバーしている範囲は宮城の将来ビジョンに位置づけられた主要な事業に限られていると。事業費が伴わない入試制度や募集定員、それから学科配置などの取り組みについては評価検証の対象になっていないというところを整理してございます。

それから2番といたしまして、学校評価制度における検証について簡単に整理してございます。

(1)の県立高校における学校評価制度の概要といたしまして、宮城県の県立高校においては、平成14年度までに学校評価制度を導入してございます。実際の学校評価の現状でございますが、(5)に学習指導や生徒指導、進路指導のほか施設・設備や情報発信、管理体制など学校現場における運営全般が主な対象になってございます。そのほか平成21年度からは、学校評価に必ずやらなくてはならない自己評価というのがあるのですが、その自己評価の部分について、生徒及び保護者に対するアンケートの調査の設問の一部をすべての学校に共通項目として設定して取り組んでいるというような状況になっています。

ただし、その学校評価においては、各種取組の効率性であるとか県立高校全体に共通する制度面などについては把握ができないと、そういう形で整理してございます。

7ページからは「新たな検証システムの構築に向けて」ということで、これまでの部会での議論を踏まえてまとめてございます。

1番として、「新たな検証システム構築の視点」ということで、高校教育改革の各種の施策、それから学校における教育活動、運営状況については県の行政評価制度と学校評価により、その成果等に係る検証が行われ、教育施策や学校運営の改善に向けた仕組みを構築されている。しかしながら、これらの評価制度では全県一学区のような入学者選抜制度や男女共学化、学科改編などの教育環境の問題については、教育委員会内部で逐次自己評価や見直しが行われていると考えるが、第三者による検証はなされていない状況である。

ところで、高校教育行政については、義務教育であるとか大学等の高等教育と比較して、国の関与が限定的であり、それだけ教育委員会の裁量や責任が大きい。この意味で高校教育行政をより適正に遂行していくために、専門的知識を持った第三者による点検を受けながら、みずからの教育行政を真摯に省みるメカニズムを導入する意義が大きいと。

以上の視点を踏まえ、現将来構想期間における教育改革の取組を土台として、新県立高校将来構想に盛り込まれた各種の高校教育改革を着実に推進するためには、中立的な立場で専門的知識に基づき継続的に検証し、必要な改善に結びつけることができるシステムを構築することが必要であると、ここで新たな検証システムの構築の必要性を述べてございます。

2番目として、新たな検証システムの機能をどういうふうにするかということ、(1)といたしまして、第三者による検証組織の設置の必要性について、ここで整理してございます。初めの2段落目は前半の部分の繰り返しのところですが、3段落目のところで、「この場合、高校教育に関する相当の専門知識や教育行政に精通し、かつ、中立的な立場の第三者で構成される審議会を新たに設置するという方法もあるが、宮城県においては県立高校の再編整備を含め、各種の高校教育施策の計画について総合的な調査検討を所掌している県立高等学校将来構想審議会が設置されており、これまでの高校教育改革の取組を含めて、総括して検証していくことも選択肢の一つとして考えられる」ということで、実際に検証する第三者による検証組織を設置する場合、新たにつくるという場合と、将来構想審議会で検証するという、その両方についてここで二つの選択肢があるのではないかと、ここに示してございます。

ただ、いずれにしても教育委員会には高校教育施策に関する審議会が県立高等学校入学者選抜審議会であるとか、産業教育審議会といったものがございまして、検証組織についてはこれらの審議会を所掌する分野について、当然検証の対象になることが想定されますので、「同審議会との役割と権限の調整が必要である」という注意書きをこの2段落目のところに載せて

ございます。

実際に3段落目「また」のところでございますが、「客観的かつ適正な検証により見いだされた諸課題については、確実に教育行政の改善につなげていく必要がある。教育委員会には検証の結果を真正面から受け止め、次なる施策の展開に反映できるよう、検証結果の公表とその対応の方針を示しつつ、その後の結果も明らかにしていくことが求められる」ということで、教育委員会に対する要望というものをまとめてございます。

(2)でございますが、「新たな検証システムにおける評価の視点」ということで、図の4のところ「行政評価・学校評価と新たな検証システムの評価の視点」ということで図示しておりますが、これは行政評価で見る部分を横から書いてございます。上の円グラフみたいところで学校評価で見ている部分があります。ここから学校評価、それから行政評価で見る部分も含めて、新しいシステムでそこから行政評価でも学校評価でもカバーし切れない部分、そういった部分がございますので、そのこのところを含め、場合によっては学校評価、それから行政評価で見ている部分も含めて、新しいシステムで個々を見ていかなければならないのではないかとこのようなものをイメージ図としてここで示してございます。

それを言葉にちょっと置きかえてますが、9ページの上のところでございますが、「検証対象を例示すれば、表3に示すように高校教育に関して各審議会が言及した計画や方針に基づくレベルのものなどが挙げられる。これらは、いずれも宮城県の高次教育行政の根幹をなす施策であり、このような審議会の審議対象となる重要な施策やその施策の執行に重大な影響を及ぼす方針等、高校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策を対象とすべきである」ということで、施策の対象をある程度限定した場合、このような表現で少しまとめてみました。

なお、その次の段落ですが、「しかしながら」の部分で「今回の検証項目の判断も含め、検証組織が独自の検証対象を選定し審議できる余地を残しておくことも必要であり、そのため諮問に対する答申だけでなく、建議できるようにすることも必要である」というところで、新しい検証組織の独立性をこのところで少し述べてございます。

10ページには実際の方法論というか、新たな検証システムのスキームとしてまとめてございます。検証システムのスキームを図示すると、図5の「新たな検証のスキームのイメージ」ということで、これは前回、第2回目の部会でご説明したものでございますが、県の教育委員会が現状を把握し、それを検証組織の方では各種施策の実施状況や成果、課題等を把握し、それを学校訪問とか現地ヒアリングをしながら総合的に検証し、今後の施策の方向性を検討していただくと。その際には施策評価、行政評価や学校評価なども参考にしながら総合的に検証し

ていくと。その上で県教育委員会の方に答申をし、教育委員会の方ではその答申内容を真摯に受けとめて、今後の施策の予算編成の反映であるとか、組織・制度等の改編の反映であるとか、実施計画のローリングなどの作業を進めると。場合によっては、さらに専門の審議が必要な場合は関係の審議会にさらに諮問をして調査すると。それを受けて、実際に県立高校の方で施策の内容を見直したり、目標指標を見直ししたり、その他のアクションをして対応施策を実施していくという流れで検証を回していこうというところでございます。

今申し上げたのが（１）から（３）までのところですが、（４）といたしまして検証フローということで、これをどれくらいの期間でやるかというところで、１１ページの下半分のところに実際の作業のイメージを書いております。

ここで書いているのは２年サイクルのフローを示しております。この文章になお書きで書いてございますが、２年間を待たずにその検証結果が明らかなものになったものについては、教育委員会に対して答申または建議を行い、改善に向けて着手できるようにすべきであるということで、必ずしも２年間にこだわるわけではなく、必要に応じて１年なら１年で途中でも答申を行う必要があるということで、ここで整理しております。

最後でございますが、第４章新たな検証システムへの期待ということで、これは将来構想審議会の方から最終的に教育委員会に対するメッセージのような部分でございまして、２段落目の下のところに、前の方にも書いてございましたが、高校教育行政については教育委員会の裁量の余地が比較的大きいと。したがって、時代や環境に即した適正な高校教育改革を着実に推進するためには、多角的な視点からより高度に検証した上で、速やかに適切な措置を積み重ねていくことが肝要である。この意味で、新たな県立高校将来構想の策定と同時に、各種の高校教育改革の着実な推進を図るために、今回示した新たな検証システムを導入する意義は大きいものがある。

この検証システムは他の都道府県においてもいまだ導入されていないシステムであり、実際の運用に当たってはさまざまな問題が生じることも予想される。しかしながら、どのような改革も、それに伴う障害を克服する熱意と勇気なしには、その実現を期し得るものではない。教育委員会の関係者が積極的な努力を開始し、生徒や保護者、県民、ひいては地域社会のますますの発展に資するよう心から期待すると、こういう形でメッセージ的なものでまとめてございます。

今回、これまで第１回、第２回の部会のご意見を整理して、この部会としての親審議会への報告書案ということで事務局でまとめてみました。これについてご意見をちょうだいできれば



と思います。

以上でございます。

○荒井部会長 ありがとうございます。

それでは、検証の在り方に関する部会報告書についての議論に入りたいと思います。

ただいま資料1として、これまでの部会の議論を整理したもの、A4、1枚のものになりま  
すけれども、それを踏まえて資料2として「高校教育改革の成果に関する検証の在り方につい  
て」と題した部会報告書案が示されまして、ただいま事務局側の報告をいただいたところでご  
ざいます。

今の事務局側の説明に対して、ご質問をお受けしたいと思えますけれども、いかがでしょう  
か。それからこれまでのご意見についても、補足等がございましたら、それもあわせてお伺い  
したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○白幡委員 よろしいですか。基本的によくできているなと思って読んでみて。今まで議論した  
ことが非常にうまく反映してくれたなと思って、非常に逆に検討しがいがあったなというふう  
に思ったんですけれども、幾つかその上でもって言わせていただきたいんですが。というのは、  
これで今度23日の審議会で、皆さんからの意見を求めるとき、我々自身がきちんと理解して  
おかなければいけないと思ったので、まず簡単な部分ですが。

3ページ目で、ちょっと文章がわかりにくいなと思ったのが、3ページ目の下から3行目、  
「それぞれの施策ごとに事業がとりまとめられるとともに、さらに一つの施策として総括され」  
と、ちょっと今ひとつよくわかりにくかった、文章としてね。何を指しているのかなとちょっ  
とわかりにくかった。全体としてはいいんですけどね。

それから簡単な部分だけ言いますけども、4ページ目、(1)の中段から「文部科学省の学  
校評価ガイドラインで…」とずっと書いてあって、「客観的な『第三者評価』の3つに整理  
している」と言って、「宮城県では…」と書いてあるんだけど、じゃあ第三者評価に関して  
はどう受けとめているのかというのがちょっとない。文章がない。結果的に第三者評価とい  
うのは、この文章ではやっていることになるのかな、これ。「保護者代表や学校評議員を交えた」  
ということだね。ガイドラインでは全部それをやる必要はないと思うけど。

○事務局 三つに分かれていまして、必ず義務づけられているのが自己評価でございまして、プ  
ラスしてあとは各学校の判断で学校関係者評価、それから第三者評価というのをプラスしてや  
れるという…。

○白幡委員 そういうふうには受け取ればいいのね。別に第三者評価に触れなくてもということな

のね。（「はい」の声あり）そこがちょっとわかりにくかった。

それから5ページ目でね、「アンケート調査項目を見ると」とあるじゃないですか。これ意地悪な言い方をすると、だったらアンケート調査項目の内容を変えればいいじゃないかと。アンケート調査項目で捕捉できないのであれば、アンケート調査項目の内容を変えればいいのではないかという意地悪な質問もあるのではないかと。いや、僕はこれでいいとは思うんだけど、も逆にそういうことを指摘する方もいらっしゃるのかなと。

それから8ページ目で、これはまた最後にここで議論しなきゃいけないと思うんだけど、幾つかの検証システムで今後決めなきゃいけないことがあるじゃないですか。例えば二つの教育の見方を提案しているね。この審議会ですべてやっていくのと、それから審議会の役割と権限の調整が必要ですよというのがあり、それから検証結果の公表とその他の諮問の関係ね。いわゆるこういう提起だけでいいのかどうかと、僕ちょっと一つ気になる。逆にそこまで踏み込むのか、あるいはこれはもう次のステップとしてやればいいのかね。検証システムとしてやるんだけど、これだけの調査しなきゃいけない課題が残っているよというやり方でいいんだったらこれでいいんだけど、そこまで踏み込んで表現していくんだったら、ちょっとここ足りないのかなという気がするのね。

それから8ページ目のこのイメージ図。今、事務局の説明だと学校評価と行政評価で捕捉できない部分をこの横ぐしを指すような形でもう一つ入れますよね、ということと同時に、学校評価・行政評価で本当にそのことをチェックしてアクションをとるんだけど、きちんとアクションをとられたとかね、アクションをとった結果がきちんと思ったとおり、目論見どおり成果を上げているかどうかという、僕らの言葉で言うとアチーブなんだけども。アクションがあってアチーブなんだけども、アクション、アチーブというところまで含めて見ていこうという、説明ではそういうふうに聞き取れたのね。聞き取れたとすると、このイメージ図だけで、もう一度行政評価・学校評価でやった部分をさらに一つね、チェック後のアクション、アクションをした後のアチーブが本当に的を射ているのかどうかということ、この新システムで見ていこうとすると、このイメージちょっと足りないのかなと。それと、細かい話だけれども、新システムでこれ左から見ているよね。で右側の、何て言ったらいいのかな。丸がちょっと崩れたような、これは何を意味するの。一番右のところ、これは何を意味しているの。

○事務局 これは矢印・・・（「方向性」の声あり）

○白幡委員 それから最後10ページ目。10ページ目で、言葉として説明してくれて、新たな検証システムスキームで、「次のイメージとなる」という図があるよね、図の5。そのことあ

る程度下からの（１）から（４）で説明していることになっているんだけど、もう少しこのイメージ図を説明する文言が入っていいのかなという気がしました。とりあえず。

○荒井部会長 どうでしょうか。幾つかいただいてから、まとめて事務局からの回答いただいた方がいいのでしょうか。

今、白幡委員の方から非常にポイントを抑えたご質問、ご意見ございましたけれども、ほかの委員からいかがでしょうか。

今、白幡委員の方からご指摘のあった８ページのイメージ図のところがございましたけれども、ここでちょっと私の方で十分に聞き取れなかったところで、行政評価あるいは学校評価という既に走っているものがあるわけですけれども、それによって評価されている内容に関して、この検証システムが一定の見解といたしますか、それを出すということの、この中で言うイメージ図の中でその部分が示される必要があるのではないかというご意見ですか。

○白幡委員 学校評価なり行政評価のチェックがあって、それがきちんと反映されているかどうか。反映したことは所期の目的を達成しているかどうかということのアチーブしていくんだとすれば、すればその部分のイメージがここでは読み取れないなど。それは文言で言ってもいいんですけどね。全部あらわすのは難しいと思うんですけども、せっかく考えていいのをつくったんで、目黒さんも悩んだところだと思いますし。

非常にわかりやすいので、だからもうひと工夫するともっとよくなるのかなと。

○荒井部会長 とりあえず、事務局から今のご質問に対する回答といたしますか、あるいは補足説明という形でお返しをいただきたいと思いますが。

○事務局 まず３ページの部分でございますが、行政評価制度の政策評価・施策評価の部分の説明がちょっと端折った部分があつてですね、その点を含めてちょっとわかりづらいたらうなというふうには思うんですが、４ページのところに表の１がございまして、上のところに「政策と施策と主な事業」と、ここちょっと別のページにまたがっていることもあつて、なかなかぱっと見でわかりづらいのは確かにおっしゃるとおりだなと。

それでもこの表の１から言えば、各いろんな事業が１個ずつの施策という形でぶら下がっていて、そういう高校教育に関する施策というのが将来ビジョンによっては三つ、この「着実な学力向上と希望する・・・」というような、この三つの施策で構成されておまして、それらをまた大きく宮城県全体の政策ということでは、一つ「将来の宮城を担う子供の教育環境づくり」という大きな政策でくくられているわけですが、それが行政評価委員会で審議されているということで・・・。ちょっと工夫します。

- 白幡委員 これは後先どっち、もともとはこういう政策があって、施策があって、主な事業があって、この組み方というのは最初からあって、最初からというか大きな地域計画をつくったときにあって、このくくりでもって行政評価やるわけですね。くくりでもって。
- 事務局 はい、ここの順番のかけ方が間違いだとするとですね、先に大きい政策があって、この政策が幾つかの施策に分かれて、順番が逆転しなかったか気になっているところがちょっとわかりづらいかもしれない。
- 白幡委員 じゃこちちょっと工夫して。理解していただきやすい文章ということだけですから、言っていることはわかりましたけれども。
- 高橋課長 今の部分については、結局大きな政策を評価するときには、それに基づいた具体の事業の評価から始めないと、そういった政策評価が難しくなってくるわけですね。ですからそこをわかりやすく書いていけばよかったのかなと思います。
- 白幡委員 実際やることはそういうことだと思うんです。文章的にわかりにくかったというだけですから。
- 荒井部会長 4ページのところは先ほど途中で説明があったと思いますから、あと5ページ。
- 白幡委員 これ意地悪質問だから。捕捉できるようなアンケートにしたらどうですかと、目黒さんはどう答えるのかなというだけの話で、でもアンケートの項目調整だけじゃ捕捉できないでしょう。
- 事務局 続いた文章のなお書きのところにもありますとおり、アンケートの項目については報告機関の方でいろいろ工夫をして、あとは学校共通のアンケート項目を設けたりしているわけなんです、それでもその続きのただし書きにあるような、個々の学校の取組はアンケート等で把握できても、県立学校全体としては把握できないというところが課題だと。
- 8ページの部分についてはですね、すぐお答えするのもなかなかちょっと難しいというところがありまして、こちちょっと飛ばさせていただいて。
- 白幡委員 言葉でもう少し、事務局が説明したときのことはわかったので、そうであればということで僕は言ったので、言葉で言ってもいい。それでやっぱり問題は、課題というかな、検証システムとしての課題で、いろいろ両論併記みたいのところとかね、これはどうするんですか、部会長。最終的にそこは次の人たちに任せちゃっていいのかな。ここはあくまでも在り方だけだから。
- 荒井部会長 部会長としての立場と、個人の意見とは少し矛盾するところありますけれど、肝心なところなので、ここまで議論したらこの部会としての見解はここにあらわれるようにして

おきたいと思いますが、もちろん、事務局サイドの方のご意見もあろうと思いますが。

○白幡委員 そうですね、もう少しこの部会としての意見として出したいですね。いろんな考え方があるんだけど…。

○荒井部会長 これよりもかなり踏み込んだところで、この部会の中で議論して共有されてきたことがあるかと思いますが、今日の部会の中でも詰めが進むとは思いますが。

○事務局 10ページ、11ページについては、おっしゃるとおりだと思いますので、ここは淡々とスキームの説明する文章をつけ加えるというふうに（「その方がいいと思いますね。僕ら聞いてるとわかるから」の声あり）、7、8、9ページここら辺が一番考え方としても基本になるような部分ですので、ここここは部会報告書としてちょっと外せないとかというようなこと、そういうお話をちょうだいして。

○荒井部会長 書き込みが多すぎるのかもしれないですね。これはこれとして必要なように思いますけれども、一方でもう少しダイナミックなどいいますか、もう少し動的な要素が表現できるとわかりやすくなると思います。また、肝心な部分がまだあいまいな表現になっているところがありますので、その点の改善もあるかとは思いますが。

とりあえず、今白幡委員の方からご指摘があった部分に関しては、一応お答えいただいたというふうなことでありますけれども、ほかの委員の方々からはいかがでしょうか。

全体の構成につきましては、またご発言をいただける機会があると思いますけれども、とりあえず先ほどの論点整理の部分と、この報告書の全体に関して、これまでの議論の反映としてこういうまとめでどうかというところでご質問、あるいはご意見がございましたら。

小澤委員、どうぞ。

○小澤委員 私は全般的に大変よくまとめられているなというふうに感じますけれども、7ページの検証システム機能のところの第三者による検証システムの必要性と、それからこれまでの流れの中で、将来構想審議会の中に設置するというふうなところが、このところが非常に大きなポイントではないかと思うんですけれども、それを全体会に出した場合に、部会としてはどうなんだというふうな、そういうほかの委員の皆さんは考えを持つのではないかと思うんですが、この7ページから8ページにかけてはどっちとも言えないというようにして出しているのかと。むしろこちらでは、せっかくここまで詰めてきたのですから、第三者評価あるいは将来構想審議会の中に置く二つの方法があるけれども、宮城県ではこういうふうな方法が必要なんだとか望ましいというふうに言い切っているのではないかというふうに思いました。

○白幡委員 それは僕も全く同意見です。先ほどお話ししたとおり。

○荒井部会長 ほかの委員の方々のご意見はいかがですか。今の小澤委員の方から発言がありました部分に関してはいかがでしょうか。

○佐々木委員 同じ意見です。

○荒井部会長 岩渕さんいかがですか。

○岩渕委員 全体的に本当にいろんな観点からまとめていただいた形になっているわけですが、10ページの新たな検証スキームのイメージという部分、さらには資料1の中で、フローとして真ん中ごろに現地調査等によるサイレント・マジョリティ意向把握の必要性、そういった部分が真ん中ごろにございます学校訪問・現地ヒアリング調査その他の実施、そういった部分に多少文章の中、あるいは図の中、そういった部分でこういった部分を何か具現化できるような表現が一つ加わってほしいなという思いがございます。

そういった部分とあわせて、この図の中の県立学校の、向かって右側の下の部分でございますが、フローの中であったフィードバックをかける作業の段階かとは思いますが、その施策の内容の見直し、目標指数の見直し、その他のアクション。そういった言葉よりも、何かもう少し具体的あるいは学校として考えるべきものとして、何かこういう言葉の部分を含弧書きで「取組」というふうには、「施策」が「取組」に変わってございますが、そういった意味では行政的な部分と学校という部分では、やはり問題のとらえ方という部分が若干違ってくるのかなという、そういった感じを受けたところでございます。よろしくをお願いします。

あともう一つでございますが、いろいろ例えば国の施策、あるいは中教審、そういった部分の流利的な部分を県レベルで、学校レベルで、あるいは横断的に新しい動きの部分が反映できるような、例えばワーキンググループ的なもの、そういったものから検証に結びつけていける、具体的にその事象を検証する意味での何らかの流れを見極める何かしらそういったシステムが、ここに入ってくるとよろしいのかなというのがございます。

○荒井部会長 検証システムの中身について、もうひとつ踏み込んで表現できたらというのが先ほど白幡委員、小澤委員からのご発言だったと思います。将来構想審議会に建議機能を付与して、将来構想審議会自体が検証をしていくのか、それとも将来構想審議会とは別に新たな検証組織をつくるという考えなのか、二つの選択肢があまりクリアでないままに書かれているという印象があります。

この部会としては、将来構想審議会そのものに一定の機能を付与すること、それまで表現したらどうかと御意見が出ておりますが、岩渕委員のご意見としては。

○岩渕委員 そういった部分、将来構想審議会の中にさらに検証システムの部分で、先ほど申

上げましたようにいろんな国の動き、そういった中教審の動き、そういった部分がリアルタイムである程度反映できるようなワーキンググループ的なもの、そういった部分も横断的に、恐らく例えば高校教育か義務教育か、あるいは私立含めた形の若干広い領域の行政的な部分が必要なのではないかなという思いがございます。

○荒井部会長 佐々木委員の方から、何か補足されるようなことございますか。今の検証組織そのものの在り方に関して、先ほど小澤委員の方から、あるいは白幡委員の方からご発言のあった内容にほぼ重なるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐々木委員 はい。

○白幡委員 ちょっといいですか。

恐らくこういうことだろうと思うんですけど、小澤委員がおっしゃたように、県の将来構想審議会がこの検証を受け持つんだということを明確に仮に打ち出すとすれば、構想審議会自身が自分たちがつくった構想が本当に妥当性があったのかと、合理性があったのかということ必ず自分で、プラン・ドゥ・チェック・アクションを回すという、そういう意味合いなんですよね。だから教育委員会とか高校が回ってもらうのと同時に、審議会自身でPDCAが回らなきゃいけない。自分たちの構想の正しさというのを、責任を持ってやっていかなければいけない、そのための検証でもあるんだという位置づけですよね。そういう書き方をしてもらうと非常にやっぱりいい意味の自己責任が出てくる、言いつ放しじゃないよという話になってくるので。

○荒井部会長 ということですね、小澤委員の先ほどおっしゃったことも。（「そうですね」の声あり）

それでは事務局サイドから何かございますか。

○安住室長 事務局とすると、この部会の事務局的な話という形と、あとは実際これを受けて審議会をどういう形でその仕組みを変えていくかといった立場なんですけども。この部会の意見という形でもう少し明記した方がいいんでないかという形であれば、事務局としてはそういう形でまとめるべきなんだろうなと思っております。

あとは、うちの方としては実際やる側として、実際現実的に本当は無理だというのがあれば、そこはコメントをすることはあるのかと思いますけれども、部会としてそういう形でまとめたいということであれば、事務局としてやっぱりまとめていくべきだと。

○荒井部会長 私の方から申し上げていいのかどうか、躊躇する部分もありますけれども、部会としての総意として固まった部分はきちんとそれは表現していただきたいというふうに思っ

おります。それを行政的にどう実現できるかというのは次の段階ですので、それはそれで行政サイドとしての判断もあるかと思えますけれども、我々が審議してきた結果はそのまま、きちんと審議会の方にも戻したいと思えますし、各委員の希望でもあると思えます。ぜひそのような形で運んでいただければと思えます。

○安住室長　そういう形で審議会の一応事務局という立場でございますので、部会としてそういう形でまとめる、明示したいという形であれば明記して提示していきたいと思えます。

○荒井部会長　それではですね、章別にご議論いただきたい部分を申し上げたいと思っております。1章から4章までの構成でこの報告書はつくられております。まず1章の部分、これはこういう検証の必要性ということで、内容は審議会の中で最後に議論したことをおまとめていただいていることになるかと思えます。次に実際に検証の現状ということで行政評価と学校評価についてご説明を付していただいたのが2章のところ。この1章、2章のところに関しては何か、ご意見がございましたら承りたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

では、我々の部会で議論してきた肝心な部分は第3章ということになりますが、あるいは最後の第4章のメッセージの部分というあたりは審議会に戻すときの我々の部会での議論の総まとめということになります。

これについて、ご意見を頂戴したいと思っております。この検証の対象となるもの、何を検証するのかということに関して、どうも二つのルートといいますか、これまでの議論の経過があったように思います。それは教育委員会の方からこの検証委員会の方に諮問される。諮問された内容に関して検証作業を進めていくといくケースですね。それからもう一つは、将来構想審議会の自己責任として、この問題を検証する必要があるということ審議会として決定し、それについて検証をしていくという立場ですけれども、特に後者の場合には、それではどのレベルの論点を検証作業の対象とするかというときの基準、これをどういうふうに考えるかという部分が議論として必要になってくるわけです。そういう検証する対象となる、それが政策レベルなのか施策レベルなのか、あるいは先ほどの表現でいえば事業レベルなのか。それをこの将来構想の審議内容と重ねた場合に、どういうスペックになってくるのかというあたりで、3章、4章のところでご意見を頂戴できればと思えます。

先ほど申し上げましたように、この検証システムを将来構想審議会の自己責任として、その作業を進めていくということになったときに、検証対象は教育委員会から諮問されるのかどうか、あるいは審議会が自己責任として検証対象を選定するのかどうか、それともいずれもありませんのかです。



審議会の構想を示した後に自己責任として検証作業をやっていくとすれば、それは自ずから審議会の見識としてそこで検証すべき中身を自ずから選定するものだというふうに考える考え方もありますが、当該の審議会の答申以外の部分を含むとなれば、話しはまた別です。

例えば今回の検証作業のきっかけになっている事柄からすれば、この報告書の中でも述べられていますけれども、共学問題とか、それから入試の一学区制であるとか、そのレベルの問題というのが、この検証システムの対象になっている。であれば、それらをもう少し整理するための軸といいますか、そういう基準をここに書いておく必要があるだろうと思います。ずっと男女共学問題なり、入試の問題だけがこの対象であり続けるわけではありません。もう一段抽象化したレベルで表現しておくことが必要であるように思います。

○白幡委員 常識論的に言えば、たまたま9ページで高校教育に関する各審議会なんてありますよね。新たな県立高校将来構想と、タイトルは「構想」ですけど、ここにねらいなり理念があるわけですよね。このねらいや理念を達成するために施策があり、施策項目があると。同じように選抜審議会も、全県一学区にしたとか、男女共学制にしたとか、ねらいがあるわけ、理念があるわけですね。

だから、その理念を達成するためにこの方法論でよかったのかどうかと。よかったかどうかと、どういう管理項目なりアウトカムで見ているのか。その下もそうですよね。専門学科の在り方についてと、何らかのねらいがあって出てきたわけですよね。

だから少し青臭い議論になるかわからないですけども、それぞれの審議会とか何かでもともねらいとしたところは何だったのかということで、そのねらいがこの施策だとか事業項目で達成できているのかどうかということを議論するしかないんじゃないかと思うんですけどね。そこから我々はこれを見たいという形で。

なかなか今、下から持ち上げるのかどうかかわからないけど、僕としてはやっぱり構想でねらったところというのは何だったのかと。それを何で見落としていたんだろうかというところぐらいから、やっぱり今度検証委員になってもらった方に議論してもらえないんじゃないかと思うんですけどね。

そのときに、ただ単に我々のこの将来構想だけではなくて、ほかの審議会でねらったところもあわせて少し見てみると。高校教育全体を取り巻く全体を網羅的に見てみると。

○荒井部会長 必要に応じて事業レベルにおりることもあるだろうし、あるいはそもそも理念的なもの、施策項目と言われるものが整合的になっていたかどうかという議論もある。

○白幡委員 基本的に我々が自分たちの責任で検証するということになれば、理念というのはみ

んなで共有化したと思うんですよね。理念に基づいての方法論というのはこういう形で出てきましたけれども、この方法論というのが本当によかったのかどうかということは、やっぱり理念にさかのぼらないと、ねらいにさかのぼらないと検証できないですよ。ですから、この構想のねらったものがやっぱり我々の検証項目になるんじゃないかなと。

○荒井部会長 今の白幡委員のご意見で言うと、構想でねらったものというのが、例えば4本柱の総体として、例えば10年計画の集合体がありますけれども、例えば4本柱の一つ一つの柱というレベルの大きさのものでイメージするのか、やっぱり上位の10年計画というもので、その総体としてのところから考えるのか。

○白幡委員 恐らく4本柱、これ構想に4つありますけれども構想の一つじゃないと思うんですよね。それぞれ複雑に絡み合って、ある構想の何かを実現する方法論として出てきたんだと思うんですけれども。だからいずれにしてももとの構想で何をねらったのかでいいんじゃないかと。施策に入ってしまうと、結果的には施策に入るかもしれませんが、木を見て森を見ずになってしまう可能性があるかなと思うんですけど。

○荒井部会長 まずは森からということですね。今の議論に関してはいかがでしょうか、ほかの委員の方々は。

○白幡委員 ですから検証グループからも建議できるという部分をそういう部分で残しておいて、恐らく諮問をされることに関しては、恐らく施策に対してはどうですかとか、事業項目に対してはどうですかというのが多くなる可能性があると思うんですよ。だからこそ検証グループから自らから建議できる部分は、自分たちがねらった構想に対してはどうかというところから入り込んだ方がいいんじゃないかと思うんですよね。だから上と下がちょうどよくかみ合うんじゃないかなと。建議の部分ではあえてそこをやろうと。

○荒井部会長 行政的な観点からのことを伺いますけれども、例えば将来構想審議会がこの検証作業に従事しようとするときに、それをまず審議会として稼働させるためのキックオフといいますか、それは諮問という形でスタートするわけでしょうか。それともあるデザインといいますか、枠組みの下で将来構想が示された後、自動的にその検証作業が始まるのでしょうか。

○安住室長 多分やっぱり二つのパターンがあると思うんですけれども、ある特定の項目を決めて、教育委員会の方で諮問という形でその項目を検討していただきたいという形で、特定の項目を決めている場合もあります。それが多いのかなと思うんですけれども、あるいは建議という形で、例えばここで言いますと、産業教育審議会につきましては、どちらかというところからの産業教育の在り方みたいところで、ご提案をもらうような形でもらう部分もあるんで

すね。特定テーマを細かく限定も余りしないで行う部分もあるので、その審議会の位置づけなのかなという感じもします。

だから建議という項目を入れておけばですね、審議会というか、そちらからやっぱりこういうテーマについてもやっぱり少し議論も必要でないかという形でもらうことはできるのかなという感じもしますけども。

○高橋課長 今回の答申にどういうことが盛り込まれるかによって、それ以降のことが決まるんだと思うんですね。先ほど来お話があるように、両論併記でいけば教育委員会でどちらかを選択して、その上でさらに教育委員会がアクションを起こして審議会なり別の機関にこういった項目をお願いするということになると思うんですが、審議会の自己責任として検証まで行くんだということであれば、当然そのためにはこういったステップで、こういうふうにするべきだという、そのあたりまで書き込むことになると思います。

それを答申として受けて、教育委員会としてその答申を尊重してお願いするということができれば、自動的に検証作業に審議会の中で入って行っていただくということになるかと思います。

ただ、その中で教育委員会としても先ほど白幡委員からあったように、こういった項目も検証してほしいというリクエストは出てくるかと思います。そういう意味ではこの第3章の書き方で随分変わってくるかなというふうに思います。

○荒井部会長 今回の室長、課長のお話のケースは両方ありだという前提。将来構想審議会がみずから要するにこの問題を検証していかなきゃいけないという部分と、当然それから教育委員会の方から、違う行政側の立場として、この問題をぜひ検証してほしいという形のものが両方あり得るんだろうと思うんですね。だからそれがもちろん部会の総意として、それは両方のケースに対応できるような形で3章が記述されるということが望ましいと思いますが。

今の点に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○小澤委員 さっき岩淵委員がおっしゃっていた、この検証の中にそういうもっとニュートラルな感じで、例えば教育委員会から諮問されたことについて自由に話し合ったり、あるいはまだ問題化していないけれども、それを先取りして検討していくというようなことがあるといいのではないかというような話がありましたけれども、まさに今両方の、みずから検証していく分野と教育委員会の方の諮問があれば、そうしたようなことにもこの委員会は、機能していくんじゃないかというふうに感じましたね。

○荒井部会長 それともう一つですね、私の方でご意見伺っておきたいのは、これは既にこの部会の中ではほぼ前提とされていることですが、自己責任でもって検証作業をしていくと

うときに、その審議会がたてた新構想だけではなくてですね、当然その新構想の下敷きになっている現構想の部分も含み込んで、検証作業の対象としていくということが議論のベースになっているというふうに考えておりますけれども、その点に関しても各委員の方のご意見としてはその理解でよろしいですね。

○白幡委員 現構想であり、かつ口幅たくなるかもしれませんが、その二つの審議会です。入学選抜審議会ですか、産業教育審議会ですか。

○荒井部会長 他の審議会で建議された、あるいは答申された内容に関して。

○白幡委員 高校教育を取り巻く全体の構想に対してという。

○荒井部会長 これが以前に事務局側からのご説明もありましたけれども、審議会としては横並びではありますけれども、ただ入試の方の審議会、それから産業教育の方の審議会というのはテリトリーが割合かちつとはまっていると。それに対して将来構想審議会の方は、かなり包括的な形で審議をしなければいけないという役割を担っておりますので、将来構想審議会が上位に立つということではなくて、将来構想審議会自体が既にその審議の対象としている範囲の関連から、他の審議会で建議ないしは答申された内容も含むということで考えざるを得ないという理解で、この部会報告をまとめたいというふうに考えます。よろしいでしょうか。

○佐々木委員 そうすると、その8ページの上から6行目あたりですね、「同審議会との役割と権限の調整が必要である」と、このあたりを少し変えていく必要が。

やっぱりなぜこうやって審議会がいろいろ分かれているのかなと私も最初ちょっと疑問に思って、将来構想審議会委員になったときに入学者選抜にかかわることに関してちょっと伺ったときに、やっぱり「それはそちらの審議会です。審議しますから。」というような説明があったときに、やっぱり全体を通して宮城県の高校というのを見ていくところが一つ大もとのところとか、流れを見ていくところがなければいけないのではないかなというふうに思っていましたので、今部会長のご説明があったように動いていけばいいのかなというふうに思っています。

○荒井部会長 部会の方の報告としては、そういうふうにまとめさせていただいて、また揺り戻しもあるかもしれませんが、とりあえず部会の委員の総意としては、そういうものとして報告をまとめていきたいと思っております。

私の方で、今日ご意見の確認をしておかなければいけないというふうに思っておりましたのは大体以上の点でございます。まだ多少時間の余裕がございますので、全体を通して何かご意見がございましたらどうぞ。部会としては本日が最後の機会ということになります。あとは多少記述されたものに関してさらに検討できる部分は、時間的に可能な範囲でフィードバックさ

させていただきますし、あるいはぎりぎりのところになった場合には、今日頂戴したご意見を参考にして、私の方で責任をもって取りまとめをさせていただきたいと思っております。

せっかくのチャンスですので、何かございましたら。

○白幡委員 細かい話ですけれども、県立高等学校の将来構想審議会というのは、我々今在り方検討部会、審議会というのは今どうなっているんですか、位置づけとしてはまだ残っているんですかね。今後はどういう予定だったんですか。

○安住室長 これはですね、期限を切らない限りは残っているという形になっています。すみません、今の委員の皆様につきましては7月の9日、昨年度、一昨年9日付で2年という任期になっていますので、その中で任期の改選がありまして、ことしの4月のところで任期の改選という形になりましたが、審議会としては残っておるという形になっております。

○荒井部会長 今回の部会報告を23日に提出をして、部会もそれから審議会も一定の任期としては完了するという形ですね。

○安住室長 部会として、審議会としてですか。

○荒井部会長 部会も審議会の区切りとしても、任期の上での話ですけれども。

○安住室長 部会としてはそうですね。

○荒井部会長 今回のこの部会の報告を審議会に提出するときには、形としては私の方から答申を教育長の方に提出させていただきますけれども、その部分との整合性といいますか、最後の検証システムのところの書き込みに関して調整が必要なことはないですか。

審議会の方ではオープンエンドで終わっているわけですね、この検証システムに関しては、部会の方で検討するという形になっていて、最後の審議会で部会からの報告をこういうふうな形でいただきましたということで、審議会のまたご意見をちょうだいするわけですが、その最終的な落とし込みといいますか、その形、タイミングがどうなるかという・・・

○安住室長 23日に部会報告という形で報告をしてですね、多分そこでまたほかの委員さんからもいただく形になると思うんですが、であれば審議会という形で一応この検証の在り方をまとめる形になりますものですから、当然ほかの方からあった意見について反映することが必要であれば、反映した形にして文章を直した形で、また会長お預かりになるかわかりませんが、最終的な形で県教委の方に答申いただくという形になります。

○荒井部会長 そうすると、その際は要するに将来構想審議会としてその報告を県の方に提出するという形で。

○安住室長 そうです、はい。

○高橋課長 その次の話も、次のステージもあるわけですね。その次のステージにどうつなげるか、という部分が大事になるのかなと思うんですけども。それについては答申の中に、今回は在り方の検討部会だったわけですが、検証部会を将来構想審議会の中にしっかりつくって、審議会としての責任においてやるべきであるという答申になれば、検証部会という形のを審議会の中で次のステージでつくっていくということになると思います。

○安住室長 ちなみにですね、現在のうちの方の将来構想審議会の所掌事務なんですけれども、読み上げますと、「県の教育委員会の諮問に応じ、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項を調査審議するためにこの審議会を置く」という形になっているんですね。このところについて答申に今日の内容を反映するという形にすれば、それは議会での条例改正の手続きが必要になるかもしれませんが、そういうふうに少し変えた形で審議会を任期があるものですから、設置していくという形になるかなと。その審議会の中で検証を行っていくと。

○荒井部会長 そのところがうまく運ぶようにといいますかね、我々としては見定める任期ではないので、その部分をぜひ的確に運んでいただければというふうに思っていますけれど。

○安住室長 答申をいただいて、県の教育委員会と当然教育委員さんもおるものですから、ご意見をいただきながら、多分反映された形になるとしたら、建議の関係とか部会との関係なんかを今度審議会の方に反映させた形で、審議会ですべて直して、そこで検証をやっていくという形になると。

○荒井部会長 よろしいでしょうか。それでは、大変期間が短い中で集中してご議論をいただきました。

私も部会長をやらせていただいて、ある意味では将来構想審議会というのは非常に限定された中で議論しなくてはいけないというフラストレーションがありました。それをこの部会では少し晴らせていただいたという気がします。見て見ぬふりをしながら将来構想を審議していくというのは、どうもやりづらかったというのが正直な感想です。次のステップは事務局、教育委員会に託すという形になりますけれども、より広い視野で、あるいは長期にわたって責任の持てる体制でもって将来構想を審議できる環境が望ましい。我々も将来構想を策定する上で、お役に立てたということの実感も持ちたいというふうに思います。ご参加いただきました部会の委員の方々には大変お忙しい中ご協力を賜りまして、ありがとうございました。改めて事務局の方にもお礼を申し上げたいと存じます。

### 3 その他

○荒井部会長 それでは、その他のことで事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 部会の報告書の関係ですが、荒井部会長からも先ほどお話をちょうだいしたとおり、今日のご意見をちょっと整理させていただいて、部会長とやりとりさせていただいた上で、可能であればなるべく各委員さんの方に直したものを確認させていただいて、その上で23日の審議会の方に部会の報告として出させていただきたいと、そういう形で進めさせていただきたいと思いますので。来週郵送させていただいて、遅くとも来週の金曜日にはいただかないとですね、23日は休み明けなのでちょっと慌ただしくなるかもしれませんが、そこだけご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○荒井部会長 それでは、部会の進行につきましてご協力いただきまして、ありがとうございます。

では、事務局の方にお返しいたします。

### 4 閉 会

○事務局 限られた時間の中で、熱心な話し合いをいただきましてどうもありがとうございました。

以上をもちまして、県立高等学校将来構想審議会第3回検証の在り方検討部会を終了いたします。ありがとうございました。